

議案第9号

令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度横芝光町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年9月4日提出

横芝光町長 佐藤 晴彦

第 1 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者健康診査等業務委託	令和3年度から令和5年度まで	26,505千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
						国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
後期高齢者健康診査等業 務委託	26,505千円			令和3年度 ～ 令和5年度	26,505 千円			26,505 千円	